

# 自主防災組織結成の手引き



八幡平市 防災安全課

## 目 次

第 1	自主防災組織とは	1
1	自主防災組織はなぜ必要なのか？	1
2	自主防災組織の位置づけ	2
第 2	組織のつくり方	3
1	結成の手順	3
2	自主防災組織の規模	3
3	自主防災組織の編成	4
4	規約の作成	5
5	活動計画の作成	5
第 3	自主防災組織の活動	6
1	平常時の活動	6
2	災害時の活動	8
3	自主防災組織活動の連携	9
資 料		
1	自主防災組織図（例）	1 0
2	自主防災会規約（例）	1 1
3	自主防災会地区防災計画（例）	1 3

## 第1 自主防災組織とは

### 1 自主防災組織はなぜ必要なのか？

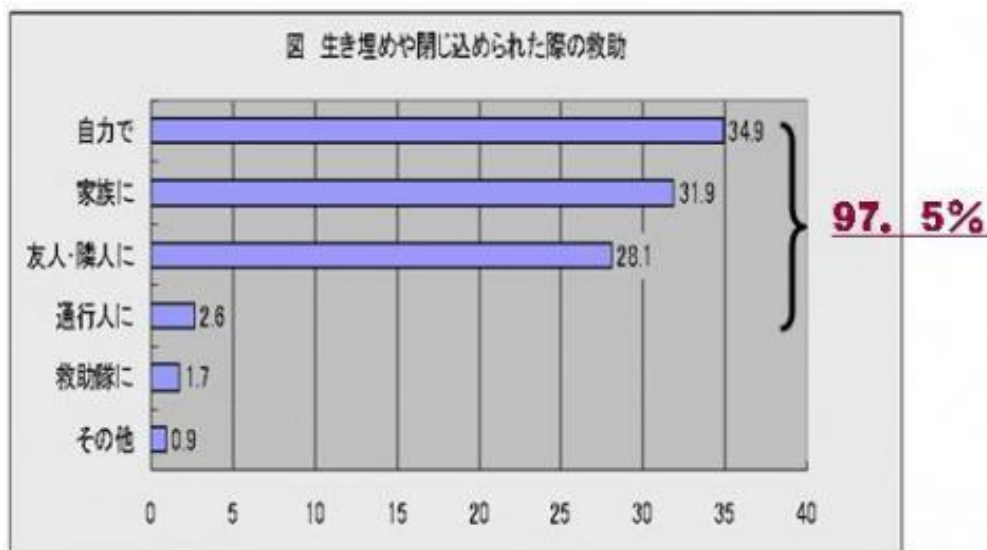
被災地域では、発災直後は交通網の寸断、通信手段の混乱、同時多発の火災などで、すぐに消防、警察、自衛隊等の救援が得られない可能性が非常に高いです。しかし被害を最小限に抑えるためには、発災後早い段階での救助が必要になります。

そのような状況の中で求められるのが、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当及び給食・給水の実施等の地域単位の自主的防災活動であり、これらの役割を担うのが自主防災組織です。

災害時に住民各自がばらばらに行動しても効果は少なく、地域としての防災力を最大限発揮するための組織として、隣近所の方々が協力して助け合うことができる「自主防災組織」が必要なのです。

多くの犠牲を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段から近隣や地域社会とのつながり、結びつきが極めて重要であることが再確認されることとなりました。

この震災で、生き埋めや建物などに閉じこめられた人々のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか2%で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。



（社）日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

## 2 自主防災組織の位置づけ

減災（災害の被害を軽減させる）には行政による救助、支援などの「公助」に加えて、地域住民の相互援助である「共助」、自分で自分を助ける「自助」のそれぞれが必要です。また、国が示す目指す社会として、「自らの命は自らが守る」としています。

自主防災組織は、このうち「共助」のための中核組織であり、かつ「自助」を行う住民個人を直接・間接的に支える地域における基盤組織となります。

緊急を要する災害時には、高齢者、乳幼児、障害者などの災害時要援護者（いわゆる災害弱者）の公共機関による支援、救出は期待できない事が多く、自主防災組織の「共助」の活動はこのような事態の被害を軽減させるのに極めて重要になります。

# 自助・共助・公助について

- 災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の連携が必要です。



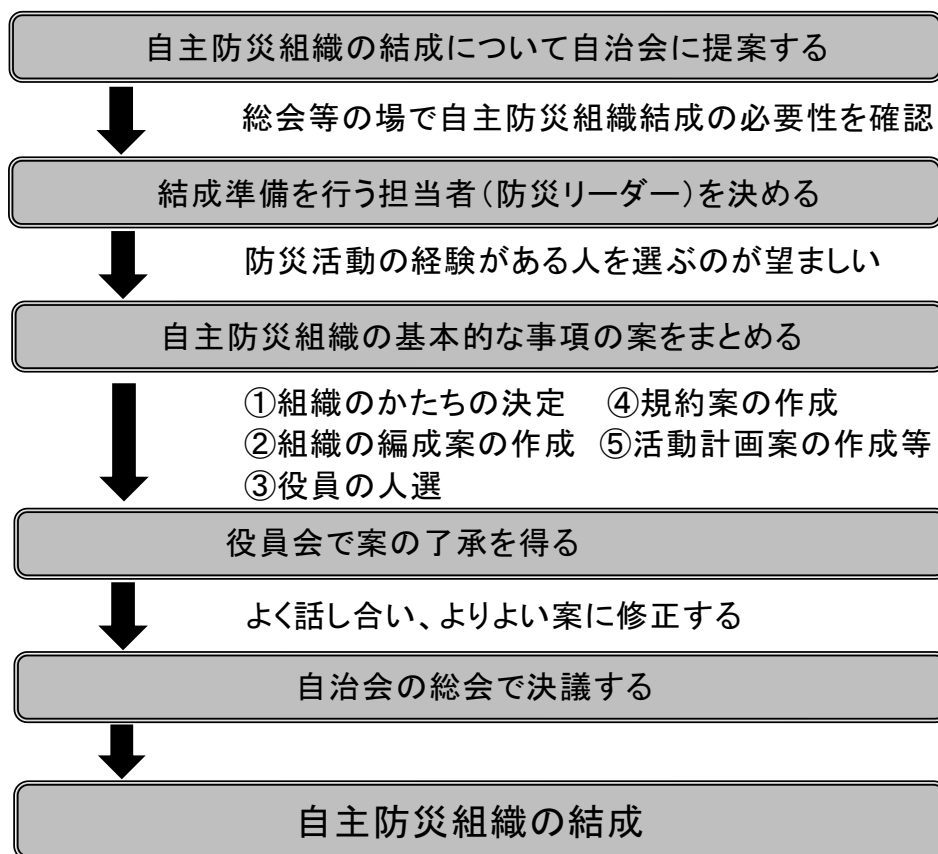
## 第2 組織のつくり方

### 1 結成の手順

自主防災組織は、地域のみなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうと、自主的に結成する組織です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

結成までの流れ（一例）



### 2 自主防災組織の規模

- ◎ みんなが協力して、連帯感がわく規模であること。
- ◎ 日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。
- ◎ 自治会・町内会など、現在地域の中で活動している会を活用するのがよいでしょう。

なお、多数世帯の自治会等で、1組織としての運営が難しい場合は、細分化した単位の組織にしたり、逆に世帯数が少ない自治会等では複数の自治会でまとまってつくる例もあります。

- ◎ 総会、役員会は行政区の総会、役員会と併せて開催してもいいでしょう。

### 3 自主防災組織の編成

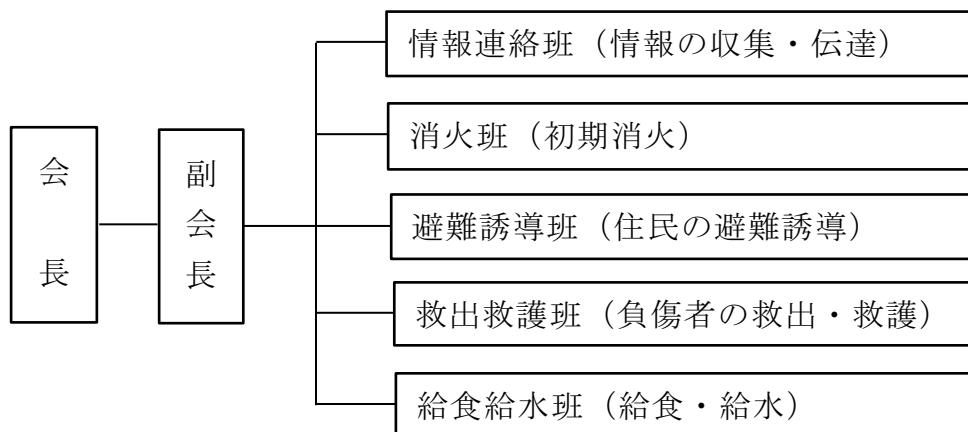
自主防災組織が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ組織内の役割分担を決めておく必要があります。

組織の一般的な編成と役割は、次のとおりです。

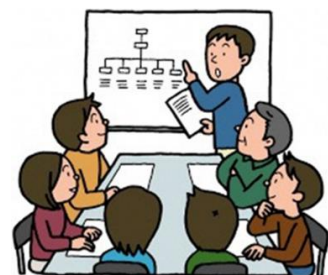
		班	平常時の活動	災害時の活動
会長	副会長	情報連絡班 (班長)	・ 防災知識の普及 ・ 情報収集・伝達訓練	・ 災害情報の収集・伝達 ・ 地域の被害状況の把握
		消火班 (班長)	・ 消火用機材の管理等 ・ 初期消火訓練	・ 出火防止、初期消火活動 ・ 消防機関との協力
		避難誘導班 (班長)	・ 高齢者等の確認 ・ 危険個所の確認 ・ 避難誘導訓練	・ 危険個所の表示 ・ 高齢者等の安全確保 ・ 避難誘導
	副会長	救出救護班 (班長)	・ 応急手当の知識普及 ・ 救出救護訓練	・ 負傷者等の救出活動 ・ 応急手当等の救急措置
		給食給水班 (班長)	・ 備蓄食糧等の呼びかけ ・ 炊き出し・給水訓練	・ 炊き出し等の給食活動 ・ 食糧, 応急物資の調達, 配分

- ◎ 組織の編成については、上記すべてを担う必要はありません。地域の実情や組織の目的などに応じて、組織に必要な班編成を行いましょう。
- ◎ 一度にすべてやろうとはせずに、小数の班編成から活動を開始し、軌道に乗ってきたら班を増やして活動の拡充を図るとよいでしょう。

#### ◎ 自主防災組織図



※ 自主防災会組織図 (例) . . . 資料 - 1



#### 4 規約の作成

自主防災組織を結成したら、有効に運営していくために、わかりやすく明確な規約を定めましょう。

◎ 規約は、組織の目的、事業内容、役員を選任・任務、会議の開催及び活動計画などを盛り込みます。

◎ 規約は、内容が重いと活動自体が重荷になってしまいますので、無理なく活動しやすい内容にしておきましょう。

※ 自主防災会規約（例）・・・資料－2

#### 5 活動計画の作成

自主防災組織の現状を把握し、組織の活動目標、防災訓練及び研修会などの計画を策定することで、組織の意識を高めます。

◎ 防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

◎ 自治会などの行事と兼ねて、自主防災会の行事や普及・啓発活動を行うのも有効な方法です。

### 年間活動計画（例）

4月 第1回役員会議  
総会の開催  
5月 出水期に向けた防災体制の確認  
6月 自主防災会報の発行  
8月 第2回役員会議  
9月 市防災訓練への参加  
1月 防災講演会の開催





### 第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、大きく2つに分けられます。

- 【平常時の活動】 ・ ・ 日頃から防災知識の普及・啓発や地域内の安全点検、防災訓練の実施など
- 【災害時の活動】 ・ ・ 実際に災害が発生した場合の初期消火活動、救出・救助、情報の収集など

#### 1 平常時の活動

##### ◎ 防災知識の普及・啓発

地域の住民が防災に関し正確な知識を身につけていることは、災害時に効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防ぐためには大切なことです。

自主防災組織としても、機会をとらえて地域住民が防災知識の普及・啓発に取り組みましょう。

<普及・啓発活動の例>

- 会合の機会をとらえて、防災について話し合う。
- 防災講演会等に積極的に参加する。
- 想定される被害や防災拠点などを地図に書き込みながら議論する。
- 地域の防災マップを作成する。

##### ◎ 地域内の安全点検

日頃から、地域内の危険箇所や防災設備、避難場所や避難経路などを確認し、その情報をみんなで共有することが大切です。

<確認や点検する項目の例>

- 地域の地理（地形、地質、水利、住宅密集箇所など）
- 地域の生活（災害時要援護者、店舗、医療機関など）
- 地域の危険箇所（倒壊の恐れのある建物・ブロック塀、土砂災害危険箇所、浸水しやすい場所など）
- 地域の安全箇所（井戸や貯水槽の水源、消火器等防災備蓄場所、避難所、学校などの公共施設など）
- 地域内の安全点検を行ったら、その情報を地図上に盛り込んだ「防災マップ」を作成しましょう。





## ◎ 防災訓練の実施

実際に災害が発生すると、とっさに行動に移すことは難しいものです。日頃から繰り返し訓練を行うことで、災害時の活動を身をもって覚えることができます。

<確認や点検する項目の例>

### ○ 初期消火訓練

消火器、バケツ等消火用資材の使用方や消火技術を習得します。また、火災から身を守る方法などについても学びます。

### ○ 避難訓練

指定された避難場所まで、早く安全に避難できるようにします。その際、避難時の携行品や服装を確認します。

また、誘導方法や一人で避難することが困難な避難行動要支援者の手助けの方法なども習得します。

### ○ 救出救護訓練

救出方法、けがをした人の救護方法や応急手当の方法を学びます。

### ○ 給食給水訓練

食料と水の確保や配給方法について訓練します。避難所での給食・給水活動をスムーズに行うために、非常用食料の調理法などについても習得しましょう。

### **ポイント!** ～ 訓練は楽しく安全に ～

#### ○ 訓練は堅苦しいものである必要はありません。

「楽しみながら行って、更に知識や技術が身についた」といったものの方がより多くの人に参加してもらうことができるでしょう。

#### ○ 市の防災訓練などに積極的に参加することで、防災に対する知識が一層深まります。

## ◎ 防災資機材の整備

自主防災組織が情報収集、消火、救出救護、避難誘導、給食・給水などの防災活動を行うには、それぞれの活動に必要な資機材を備える必要があります。

<活動に必要な資機材の例>

#### ○ 情報収集・伝達用 ⇒ 携帯用ラジオ，ハンドマイク など

#### ○ 初期消火用 ⇒ 消火器，水バケツ，砂袋，ヘルメット など

#### ○ 救出救護用 ⇒ はしご，ジャッキ，バール，のこぎり，なた，ペンチ，ハンマー，スコップ，ロープ，救急セット，担架，毛布，ビニールシートなど

#### ○ 避難誘導用 ⇒ 懐中電灯，警笛，メガホン，ロープ など

#### ○ その他 ⇒ テント，発電機，リヤカー など

### **ポイント!** ～ 資機材は、いつでも使える状態に ～

## 2 災害時の活動

### ◎ 災害情報の収集・伝達

災害時には、自主防災組織の災害対策本部を設置し、地域内に発生した被害の状況を正確かつ迅速に収集し、市へ連絡します。

また、市や防災関係機関の提供する情報を地域内の住民に伝達して、不安を解消し、的確な応急活動を実施します。

<決めておく事項、伝達されるべき災害情報等の例>

- 連絡をとる防災関係機関、連絡のための手段
- 情報の伝達者及びルート
- 被害の状況（人的、住家、火災、崖崩れ、道路等）
- 電気・ガス・水道・電話等の状況や復旧見通し
- 避難勧告等の発令状況（避難の状況）
- 救助・救援の状況



### ◎ 出火防止、初期消火

日頃から地域ぐるみで出火防止に心がけ、家庭からは火を出さないように徹底します。

もし出火した場合には、自主防災組織が中心となって初期消火や延焼防止を行うことが必要ですが決して無理はしないようにしてください。



### ◎ 避難誘導

災害時、危険を感じた際、または市から避難勧告等が出された場合は、速やかに住民に知らせ、安全な避難経路を避難します。

また、地域の危険性を考慮するとともに、自力で避難することが困難な避難行動要支援者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。



### ◎ 被災者の救出・救護

発災直後は、すぐに消防等の防災関係機関だけでは十分な対応はできないため、被害を最小限に抑えるために、自主防災組織による素早い救出・救護が被災者の生死を分けます。

倒壊物やがれきの下敷きになった人を、資機材を活用して救出に当たるほか、負傷者には応急手当を行い、病院や救護所へ搬送する等の支援を行います。



### ◎ 給食・給水

災害時は、停電、断水、ガスの供給停止に加えて、食糧・飲料水等が不足することも予想されることから、自主防災組織としては、避難所等での安全・安心な生活支援として、食糧や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しなどの活動を行います。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等を出さないよう心がけます。



#### **ポイント!** ～ 正確な情報収集と備えることが大事 ～

- 各家庭は、3日間生活できる程度の飲食物を備えておく。
- 持ち出し可能な食料や水などを非常時持ち出し袋に入れて、いつでも持ち出せるようにしておく。
- 市では、八幡平市内にいる方の携帯電話等に対して、災害情報や避難勧告等の発令情報を、緊急メール配信を行います。

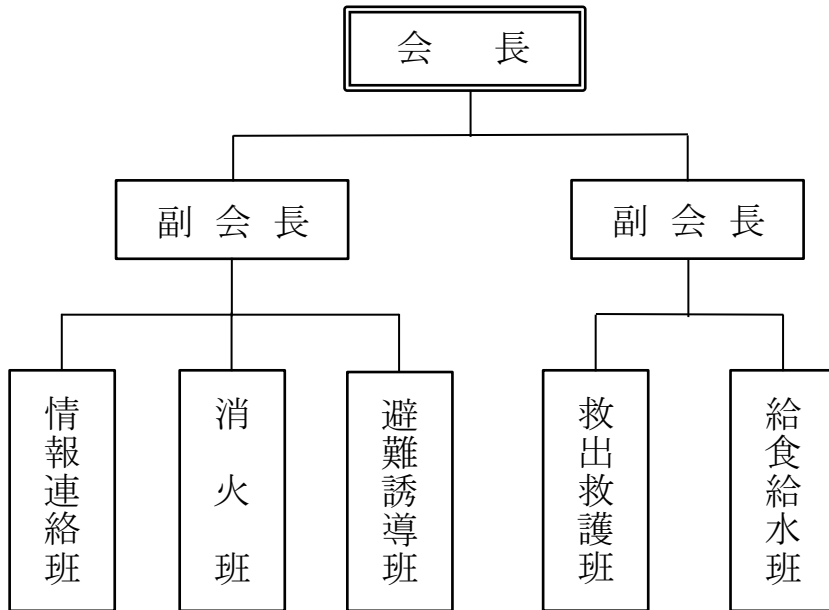
### 3 自主防災組織活動の連携

市では、自主防災活動に必要な平常時の訓練指導を、訓練項目別に消防署と防災安全課で行います。

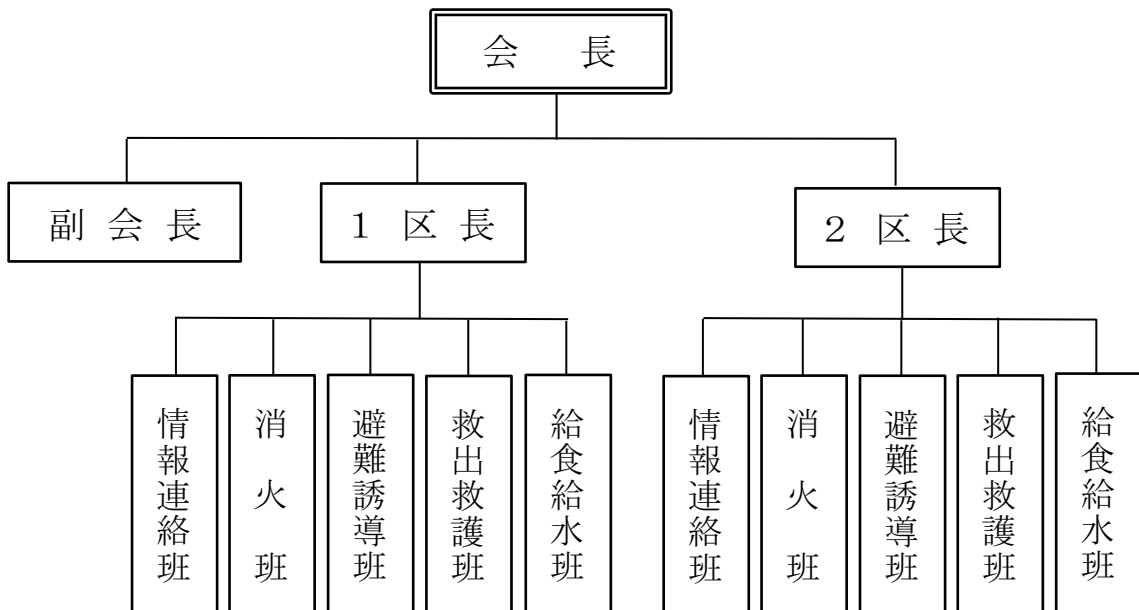
災害発生時の食糧・水は、当初、各家庭から携行したもの及び自主防災組織が準備したものを使用します。長期化する場合は、自主防災組織と市や防災関係機関が連携して対処します。



自主防災組織図（例 1）



自主防災組織図（例 2）



## 〇〇自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇自治公民館内に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- （2）災害予防のため、地域の災害危険の把握に関すること。
- （3）災害の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- （4）防災訓練に関すること。
- （5）防災資機材などの整備に関すること。
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第5条 本会は、〇〇地区内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）防災委員 若干名
- （4）班長 〇名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括して、災害発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 防災委員は、住民に対する防災活動や啓発活動に専門的に携わる。

4 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

（総会）

第8条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- （1）事業計画の決定及び事業報告に関すること。
- （2）予算及び決算に関すること。
- （3）その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長、防災委員及び班長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 本会の運営及びその他重要事項
- (3) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(班の設置)

第10条 自主防災組織は、第4条に掲げる事業を実施するため、次の班を置く。

- (1) 情報連絡班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班

2 各班の班員は、会員の中から選任できる。

(地区防災計画)

第11条 本会は、災害等による被害の防止及び軽減を図るため地区防災計画を作成する。

2 地区防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他、必要な事項に関すること。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、〇〇自治公民館の会計に組み込む。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で別に定め、総会において承認を受けなければならない。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

## 〇〇自主防災会地区防災計画（例）

## 1 目的

この計画は、自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

## 2 計画の内容

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止及び初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 避難行動要支援者に関する事。
- (10) 防災資機材に関する事。
- (11) その他、必要な事項に関する事。

## 3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時に応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため別表のとおり自主防災組織の編成及び任務分担を定め実施する。

## 4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及啓発を行う。

- (1) 普及啓発事項は、次のとおりとする。
  - ア 防災組織及び防災計画に関する事。
  - イ 災害等についての知識に関する事。
  - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関する事。
  - エ その他、防災に関する事。
- (2) 普及啓発方法は、次のとおりとする。
  - ア 広報誌、チラシ等の配付及びポスターの掲示
  - イ 防災に関する座談会、研修会等の開催

## 5 防災訓練

災害の発生に備えて、次の訓練を実施する。

- (1) 訓練の種類  
訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。
- (2) 個別訓練
  - ア 情報の収集・伝達訓練
  - イ 消火訓練



- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難訓練
- オ 避難誘導訓練
- カ 避難所運営訓練
- キ 給食・給水訓練
- ク その他、必要とする訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練を併せて総合的に実施する。

(4) 訓練の時期及び方法等

- ア 総合訓練の回数は、年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。
- イ 実施時期については、総会に諮り決定する。

5 情報の収集・伝達

- (1) 被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、地域内の災害情報、市、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、市等に伝達する。
- (2) 二次災害の防止のための呼びかけ
- (3) 生活に関する情報の収集及び住民への広報
- (4) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、伝令等による。

6 出火防止及び初期消火

災害時において、火災の発生が被害を大きくする主な原因なので、出火防止の徹底と初期消火対策を推進する。

(1) 出火防止

- ア 暖房用、調理器具等の火気使用設備の点検とその周辺の整理
- イ 照明器具等の電気使用設備・器具の点検
- ウ 灯油など危険物類の安全管理
- エ 避難時の電気ブレーカーの遮断
- オ その他の出火危険個所の点検

(2) 初期消火対策

- ア 家庭及び地域として、消火器、水バケツ等の消火資材の設置
- イ バケツリレー方式や水消火器による消火活動の実践

7 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により、救出、救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

(2) 医療機関への搬送

救出救護班は、応急処置をした後、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所へ搬送する。

8 避難誘導

(1) 避難の勧告等

ア 市災害対策本部長（市長）からの避難勧告等が発令されたときは、自主防災組織の本部長は、発令事項を周知し、避難誘導班に対して避難場所への避難誘導の指示を行う。

イ 火災の延焼拡大や災害により、危険が迫っているにもかかわらず、市災害対策本部長（市長）から避難勧告等がない場合、自主防災組織で避難の必要があると判断した場合は、自主的な判断により避難する。  
ただし、避難した場合、その旨を市災害対策本部に報告する。

## （２）避難誘導

ア 避難誘導班は、自主防災組織会長の指示に基づき、地域住民を開設されている避難所又は避難場所に誘導する。

イ 避難誘導する場合は、人員を確かめ避難行動要支援者に配慮した避難方法とする。

## 9 給食・給水

（１）給食給水班は、市から配布された食料、地域内の住民等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

（２）市や防災関係機関の救援活動が開始された場合は、その飲料水や救援物資等の受入れや配分について協力する。

## 10 避難行動要支援者

災害時、避難行動要支援者の避難やその後の生活については、地域住民の協力が必要不可欠となるため、日頃より避難行動要支援者の把握に努め、その対策を検討する。

## 11 防災資機材の整備

防災資機材の整備及び管理については、計画的に実施し、特に動力機器を伴う資機材については、定期的に点検を行い、常に稼働できる状態を保つ。

## 12 その他

この計画に定めるもののほか、防災活動に必要な事項は、総会又は役員会で定める。

## 附 則

この防災計画は、令和〇年〇月〇日から施行する。

令和元年6月5日 作成

八幡平市 防災安全課

〒028-7397 八幡平市野駄 21 地割 170 番地

電話 (0195) 74-2111

FAX (0195) 74-2102

E-mail bouan@city.hachimantai.lg.jp